

サッカー選手の移籍金

IASB テクニカル・フェロー おかべ けんすけ 岡部 健介

はじめに

今回は、2019年11月のIFRS解釈指針委員会（IFRS-IC）で議論したサッカー選手の移籍金の処理に関する論点についてご説明します。なお、文中の意見にわたる部分はすべて個人的見解であることをお断りします。

背景

IFRS-ICは、サッカークラブが、所属選手の移籍に際して受け取る移籍金の会計処理について質問を受けました。各選手に対して「登録権」が存在し、クラブは所属する選手の登録権を取得すると同時に雇用契約を結びます。契約期間満了前に他のクラブ（移籍先）と選手の移籍に合意した場合、移籍元のクラブによる登録権の放棄及び雇用契約の破棄に合わせて、当該選手の登録権の取得及び雇用契約の締結を行う必要があります。登録権自体が価値を有するわけではありませんが、移籍元による登録権の放棄及び雇用契約の破棄に対して、移籍先が移籍元に対して金銭を支払います。この金銭がいわゆる移籍金としてしばしばスポーツニュースで取り上げられるものです。近年その金額は高騰

しており、選手によって百億円単位になる場合もあり、クラブによっては重要な資金源になると同時に、その会計処理も重要な検討事項となり得ます。

提起された質問の中では、移籍元が選手を当初獲得した時の登録権を支払移籍金の金額で認識し、無形資産に分類していることを前提に、その後の当該選手の移籍時に移籍元が受け取る移籍金をどのように処理すべきかが問われていました。

スタッフの分析及び議論の内容

質問の中では、登録権が無形資産に分類されていることが前提とされているため、移籍先から受け取る移籍金は、無形資産の処分に係る対価に該当するものと考えられます。そのため、IAS第38号「無形資産」に従い、具体的にはIAS第38号第113項にあるように、処分対価（すなわち受取移籍金）と認識を中止する無形資産（すなわち登録権）の簿価との差額を損益に認識することになります。登録権が無形資産に分類されている前提の下では、シンプルな結論かと思われれます。

一方で、IFRS-IC会議で議論の中心となったのは、登録権が棚卸資産に分類され得るかど

うかでした。こうした議論の発端は、複数のクラブが受取移籍金を「収益 (revenue)」として損益計算書のトップラインに表示している実務にあります。さらに実務では、収益の金額を受取移籍金の総額で表示するケースと、認識を中止する無形資産の帳簿価額との差額 (純額) で表示するケースも見られているとのこと。いずれにせよトップラインで収益として表示することは、選手の移籍による Income が「通常の活動」(ordinary activities) から生じているという判断に基づくものと考えられます。この点、IAS 第 2 号「棚卸資産」は、第 6 項に定める棚卸資産の定義の中で「通常の事業の過程」(ordinary course of business) における販売に言及しています。両者の表現は多少異なるものの類似しており、選手の移籍による Income を収益として表示するケースの存在は、登録権を棚卸資産に分類する可能性の検討の必要性を示唆するものと考えられます。

アジェンダ・ペーパーでは、選手の育成及び移籍が通常の事業の過程に含まれるとクラブが考えている場合には、登録権を棚卸資産に分類すべきであることを示しました。この判断は各選手ごとに行われるべきと考えられます。この点について、クラブの主たる活動はあくまで試合を行い、チケット販売やスポンサー収入を得ることであり、選手の移籍を通常の活動と考えるべきではないという意見が、数名の IFRS-IC 委員からも聞かれました。そのような見解の方が直感には合うことは理解できる一方で、特に中堅以下のクラブでは、選手を青田買いして育成した上で移籍させることを目的とし、そこから得られる収入が重要な資金源となっている事例も見られます。そのため、これら一連の活動も通常の事業の過程だという主張も否定はできないものと思われれます。確かに稀かもしれ

ませんが棚卸資産に分類される可能性を否定はできないと考えられることから、アジェンダ・ペーパー及びアジェンダ決定案でもその可能性に言及することとしました。また、仮に登録権を棚卸資産に分類した場合には、その後の会計処理にも影響が及び、当該資産の認識を中止する際には受取移籍金は収益として処理されることになると考えられます。なお、何ををもって「通常の事業の過程」及び「通常の活動」とすべきかについては、IFRS 第 15 号や IAS 第 2 号も詳細な説明をしていないため依然として判断が求められます。

続いて、当該資産の保有目的に変更が生じた場合の処理についても議論しました。これは、一人の選手について、試合に出場させてチケット販売等に貢献させる目的と、育成した後に移籍させることで移籍金を得る目的の 2 つが存在し得るため、目的に変更が生じた場合の処理を検討する必要があると考えられるためです。この点、IAS 第 16 号「有形固定資産」では、有形固定資産の保有目的がレンタルから販売へと変更された場合の処理が定められており¹、レンタル終了時点で棚卸資産に振り替えることが規定されています。無形資産に関してはこのような定めはなく、IAS 第 16 号の当該規定を無形資産にも準用できるかが論点となりました。アジェンダ・ペーパーではこの点について、IAS 第 16 号のケースと本件との違いについて述べました。IAS 第 16 号のケースでは、レンタルと販売という 2 つの目的が併存することはありません。すなわち、当初は当該資産をレンタルし、レンタルの「終了後に」販売を行うということになります。一方で、本件では試合に出場してチケット収入等に貢献している間も、選手の育成は並行して行われています。また、仮に選手の育成及び移籍を通常の活動と捉えた

1 IAS 第 16 号第 68A 項

場合、選手が試合に出場していたとしても、目的は依然として育成及び移籍にあり、目的は変更されていないと考えられます。この点から両取引が類似しているとは言えず、本件にIAS第16号の規定を準用することはできないと考えられます。

また、IFRS-IC会議の中で、上述のようにクラブによって会計処理が異なる可能性がある場合、適切な開示が求められる点に留意すべきという意見が聞かれました。この点はアジェンダ・ペーパーで言及していなかったものの、登録権の分類（無形資産か棚卸資産か）及びその移転に係る受取移籍金の表示については重要な会計方針に該当する可能性が高いと考えられます。そのため、IAS第1号「財務諸表の表示」第117項及び第122項に従って、会計方針及びその適用過程で行った判断を開示する必要があるかどうかを検討すべきである点をアジェンダ決定案に付け加えました。

本件については、12月にアジェンダ決定案

を公表し、2020年2月14日を期日としてコメントを募集しています。

おわりに

特段のサッカーファンでもない私ですが、今回の論点は、移籍市場の情報やクラブの財務諸表を調べたりと、いつもと違う高揚感を持ってリサーチに取り組みました（もちろんすべての論点に対して会計的な好奇心を抱いて取り組んでおります。）。また、チーム内でこの論点を議論する際には最良のチームの話題が出るなど、スタッフ間の議論でも少し異なる雰囲気を感じられることも新鮮でした。今年の1月から南野選手がリバプールFCに加入したこと等も手伝ってサッカーに対する私の関心も高まっており、一度はプレミアリーグの会場の雰囲気を味わってみたいと思うようになりました。